

所有している泡消火薬剤に PFOS(ピーフォス)、PFOA(ピーフォア)が含まれていないか確認をお願いします。

【PFOS、PFOA 含有泡消火薬剤の確認について】

以下の HP で泡消火薬剤等の一覧表が掲載されていますので、所有する泡消火設備・薬剤の確認をお願いします。

○(一社)日本消火装置工業会 <http://www.shosoko.or.jp/>

○(一社)日本消火器工業会 <https://www.jfema.or.jp/>

PFOS、PFOA 含有の場合は施設の所有者、管理者が含有であるという認識が必要です。

PFAS(主に炭素とフッ素からなる化学物質)の一種である PFOS、PFOA は、製造・輸入が原則禁止されていますが、過去に製造された泡消火薬剤に含まれている場合があります。(泡消火薬剤は、駐車場など石油類等の消火薬剤として使用されています)

PFOS、PFOA を含む泡消火薬剤に係る設備で事故が発生した際には、水質汚濁防止法に基づき、応急措置や届出が必要となります。

PFOS、PFOA 含有泡消火薬剤が流出したときは

泡消火設備等の破損その他の事故が発生し、PFOS、PFOA を含む消火薬剤が公共用水域に流出や地下に浸透し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、以下の対応は必要です。(水質汚濁防止法第14条の2第2項)

直ちに応急措置を講じてください。

消火設備及び施設からの流出防止のため、土のう積み上げ、汚染土壌の除去及び処分

事故・応急措置の状況を速やかに連絡の上、松本市環境保全課へ届け出てください。

日時、場所、周辺状況、応急措置の概要等(影響等の生じる下流域自治体等に連絡します)

消火活動で使用した場合は、上記の措置の対象外ですが、環境中への排出を把握するため情報提供をお願いします。

2023年2月水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令前に環境省から各関係事業者へ「PFOS等含有消火剤の使用に伴うPFOS等排出時における関係地方公共団体への情報提供について(協力依頼)」が通知されています。